

# 農業委員会会長交際費の支出及び公表に関する取扱い要綱

平成27年農業委員会告示第6号

(趣旨)

**第1条** この要綱は、農業行政の円滑な運営を図るため、会長が農業委員会を代表し、外部の個人又は団体と交際する上で必要な経費（以下「会長交際費」という。）を支出する際の基準及びその公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支出基準)

**第2条** 会長交際費を支出する際の基準は、別表第1のとおりとする。

(公表する情報)

**第3条** 公表する情報は、会長交際費の支出に係る情報のうち、次のとおりとする。

- (1) 支出項目
- (2) 支出年月日
- (3) 支出内容
- (4) 支出額

2 前項各号に掲げる情報のうち、個人情報の保護のため特に必要と認められるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

(公表の方法)

**第4条** 公表は、市ホームページの掲載及び市役所本庁行政情報コーナーにおける閲覧により行う。

(公表の時期)

**第5条** 公表の時期は、次のとおりとする。

- (1) 4月から6月までに支出した会長交際費 7月20日までに公表
- (2) 7月から9月までに支出した会長交際費 10月20日までに公表
- (3) 10月から12月までに支出した会長交際費 翌年1月20日までに公表
- (4) 1月から3月までに支出した会長交際費 4月20日までに公表

(見直し)

**第6条** 会長交際費の項目、適用の範囲及び支出額については、社会状況の変化を考慮し、適宜見直すものとする。

**附 則** (平成27年農業委員会告示第6号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以降に支出される会長交際費について適用する。

(慶弔費等の贈呈及び会長賞等の交付に関する取扱い要領の廃止)

2 慶弔費等の贈呈及び会長賞等の交付に関する取扱い要領（平成14年4月1日施行）は、廃止する。

**附 則** (平成30年農業委員会告示第4号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年農業委員会告示第7号）  
この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表第1 (第2条)

項目	適用の範囲		支出額
1 弔慰金	別表第2のとおり		別表第2のとおり
2 会費、祝金	農業委員会に関わりのある団体等の行事等に出席する際に必要な会費、祝金		1 原則5,000円から10,000円までとする。ただし、会費制の場合は会費額、近隣市等と調整が必要な場合は、調整した後の額とする。 2 欠席の場合は、必要に応じ祝電対応する。
3 見舞金	農業委員会と関係する官公署等の長、国・県・市等の議員(元職を含む)、行政委員会の委員、各種審議会等の委員、各種団体等の長等、農業行政に深く関わりのある者が、原則として7日以上入院又は1ヶ月以上の自宅療養を要する場合の見舞金で特に必要と認められるもの。ただし、一般の公務員には支給しない。		10,000円
4 その他	ア 接遇費	農業行政の運営上、必要な懇談等に要する経費	社会通念上適当と認められる金額
	イ 交際物品費	記念品、手土産代など	〃
	ウ 激励金	大会等に出場する個人又は団体への激励金で特に必要と認められるもの	〃
	エ その他	上記に属さないもので、会長が特に必要と認めたもの	〃

別表第2（第2条）

弔慰金の支出額（香典の額）

区 分		本 人	配偶者	父母・子	備 考
1	農業委員、農地 利用最適化推進 委員	10,000 円	10,000 円	10,000 円	
2	元農業委員、元 農地利用最適化 推進委員	5,000 円	—	—	
3	市長・副市長	10,000 円	—	—	
4	市議会議員、地 元選出県議会議 員、地元選出国 会議員	10,000 円	—	—	印西市在住の議員とする。
5	近隣農業委員会 会長	10,000 円	—	—	原則として印旛郡市の農業委員 会会長とし、その他については、 その都度協議とする。
6	公共的農業団体 の長	5,000 円	—	—	原則として市内の公共的農業団 体とし、その他については、そ の都度協議とする。
7	特に市農業発展 に寄与した者	5,000 円	—	—	

その他

- 1 義父母、（義）祖父母、（義）兄弟姉妹、孫については、その都度協議する。
- 2 生花については、贈らないものとする。
- 3 弔電は、参列しなかった場合のみとするが、その都度協議する。